平成27年4月1日 令和2年4月1日改正 令和3年4月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、民間社会福祉施設が地震による建築物の倒壊等を防止するために実施する耐震改修工事に要する経費に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定め、民間社会福祉施設の耐震化を促進することにより、利用者をはじめとする市民の安心・安全を確保することを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)及び京都市補助金等に関する条例施行規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第3条 この要綱における用語の定義は、条例、規則、建築基準法(政令、省令を含む。)(以下「建基法」という。)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(政令、省令を含む。) に定めるもののほか、特に定める場合を除き、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 民間社会福祉施設 国,地方公共団体又はその他の公的機関以外が設置する社会福祉 法第2条に基づく社会福祉事業を実施する施設をいう。
  - (2) 耐震診断 次のいずれかによる方法で、地震に対する建築物の安全性を評価することをいう。
    - ア 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土 交通省告示第184号の別添第一「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施についての 技術上の指針となるべき事項」(以下「技術指針」という。)に定める方法(技術指針 の第一の各号列記以外の部分のただし書の規定により国土交通大臣が認める方法を除 く。))
    - イ 技術指針の第一の各号列記以外の部分のただし書の規定により、国土交通大臣が認める方法(ただし、財団法人日本建築防災協会が定めた「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」については第1次診断法を除く。)
  - (3) 耐震改修工事 耐震診断によって得られた評価に基づき、建築物の地震に対する安全 性の確保を目的として行われる改修工事をいう。
  - (4) 補助対象事業 補助金の交付を受けて耐震改修工事を実施することをいう。
  - (5) 補助対象建築物 民間社会福祉施設の用に供される建築物のうち,第4条に規定する要件に該当するものをいう。
  - (6) 補助対象者 前号の所有者で第5条に規定する要件に該当するものをいう。
  - (7) 補助対象事業施行者 補助対象者のうち、補助対象事業を実施することを市長が決定したものをいう。

(補助対象建築物の要件)

- 第4条 補助対象建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、本市において整備補助を行っている施設に限る。
  - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に規定する障害福祉サービス事業を実施する施設及び障害者支援施設

- (2) 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業,放課後児童健全育成事業を実施する施設, 障害児入所施設及び児童厚生施設
- 2 前項に定めるほか、補助対象建築物は次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 本市の区域内に存し、建基法における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)導入前に着工されたものであること。
  - (2) 耐震診断の結果,「倒壊する可能性が高い」又は「倒壊する可能性がある」と判断されたものであること。
  - (3) 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援に供されるもの若しくは 児童の健全な育成に供されるもの
  - (4) 耐震診断結果に基づき耐震改修工事を行うものであること。

(補助対象者の要件)

- 第5条 補助対象者は、補助対象建築物の所有者で、次の各号のいずれにも該当するものと する。
  - (1) 補助対象建築物において、民間社会福祉施設を運営する法人であること。
  - (2) 公租公課を滞納していないこと。
  - (3) 補助対象建築物の所有者が複数あるときは、耐震改修工事を行うことについて、補助金申請者以外の所有者の同意を得ていること。
  - (4) 建築物所有者と使用者が異なるときは、耐震改修工事を行うことについて使用者の同意を得ていること。

(補助対象事業の要件)

第6条 補助金は、令和4年度末までに完了する耐震改修工事を対象として交付するものと する。

(補助金の額)

- 第7条 補助金は、別表に定める方法により算定した額を本市の予算の範囲内において交付する。
- 2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第8条 条例第9条の規定に基づき補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(第1号様式)及び同様式に定める添付図書を、補助対象事業着手前に市長に対し提出するものとする。

(補助金の交付決定)

- 第9条 市長は、前条の申請があったときは、申請の内容を審査し、当該申請が到達した日から30日以内に補助の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助の可否を決定したときは、条例第12条の規定に基づき、 補助を行う決定にあっては交付決定通知書により、補助を行わない決定にあっては不交付 決定通知書により、前条の規定による申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助対象事業施行者は、前条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、条例第13条の規定に基づき、交付決定の通知を受けた日から20日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出することにより、申請を取り下げることができる。

(実績報告)

第11条 補助対象事業施行者は、条例第18条の規定に基づき、補助事業が完了したとき 又は補助事業の廃止について市長の承認を受けたときは、その事実があったときから10 日以内に事業実績報告書(第2号様式)及び同様式に定める添付図書を市長に提出しなけ ればならない。

(補助金の交付額の決定)

第12条 市長は条例第19条の規定に基づき,前条の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により,補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかを調査し,適合すると認めたときは,交付すべき補助金の額を確定し,補助金額確定通知書により補助対象事業施行者に通知する。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による補助金の額の確定があったときは、補助対象事業施行者は市長が別途定める請求書により、補助金を請求するものとする。

(交付の条件)

- 第14条 この補助金は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を条件として交付する。
  - (1) 他の補助金との重複の禁止

この補助金が対象とする耐震改修工事の経費について、他の補助金の交付を重複して受けてはならない。

(2) 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助対象事業施行者は、補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならない。

(3) 一括下請負の禁止

補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約についても,契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(4) 承認事項

補助対象事業施行者は、条例第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(5) 財産の管理義務

補助対象事業施行者は、補助対象事業により取得し、又は効用を増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用に努めなければならない。

(6) 状況報告

補助対象事業施行者は、事業計画に重大な影響を与える事情が生じたときは、その状況を状況報告書(第4号様式)により速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(7) 事業進捗報告

補助対象事業の進捗状況について、市長から求めがあったときは、これを速やかに報告しなければならない。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

施設種別	補助対象建築	耐震性能に係る指標	基準補助単価(1	補助額の算定方法
	物の建物構造	(注1)	平方米当たり)	(補助率)
障害者総合支	鉄筋コンクリ	地震の震動及び衝撃	80,000円	旧耐震基準部分(昭
援法に規定す	ート造, コン	に対して倒壊し, 又		和56年6月1日よ
る障害福祉サ	クリートブロ	は崩壊する危険性が		り前に着工した部
ービス事業を	ック造等,又	あるもの		分)の面積に基準補
実施する施設	は木造	地震の震動及び衝撃	100,000円	助単価を乗じて得た
及び障害者支		に対して倒壊し、又		額と,工事費(注3)
援施設, 児童		は崩壊する危険性が		及び工事事務費(た
福祉法に規定		高いもの		だし、工事費の2.
する障害児通	鉄骨造	地震の震動及び衝撃		6%に相当する額を
所支援事業及		に対して倒壊し、又		上限とする。以下同
び障害児入所		は崩壊する危険性が		じ。) の実支出額とを
施設		あるもの		比較して, 少ない方
		地震の震動及び衝撃	120,000円	の額に、補助の実施
		に対して倒壊し、又		年度における割合
		は崩壊する危険性が		(注4)を乗じて得
		高いもの		た額
児童福祉法に	鉄筋コンクリ	地震の震動及び衝撃	80,000円	旧耐震基準部分(昭
規定する放課	ート造, コン	に対して倒壊し、又		和56年6月1日よ
後児童健全育	クリートブロ	は崩壊する危険性が		り前に着工した部
成事業を実施	ック造等,又	あるもの		分)の面積に基準補
する施設及び	は木造	地震の震動及び衝撃	100,000円	助単価を乗じて得た
児童厚生施設		に対して倒壊し、又		額と,工事費(注3)
		は崩壊する危険性が		及び工事事務費(た
		高いもの		だし、工事費の2.
	鉄骨造	地震の震動及び衝撃		6%に相当する額を
		に対して倒壊し、又		上限とする。以下同
		は崩壊する危険性が		じ。) の実支出額とを
		あるもの		比較して, 少ない方
		地震の震動及び衝撃	120,000円	の額に、補助の実施
		に対して倒壊し、又		年度における割合
		は崩壊する危険性が		(注4) を乗じて得
		高いもの		た額

- 注1 耐震性能に係る指標は、次のとおりとする。
- (1) 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの
  - ア 鉄筋コンクリート造,鉄骨造,コンクリートブロック造等の建築物

耐震診断の結果、鉄筋コンクリート造、鉄骨・その他造の構造耐震指標(以下「Is 値」という。)が 0.3 以上で 0.6 に満たないもの。又は、これと同等の基準に相当するもの。

## イ 木造の建築物

耐震診断の結果,木造の構造耐震指標(以下「Iw値」という。)が0.7以上で1.0に満たないもの。又は,これと同等の基準に相当するもの。

(2) 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの

- ア 鉄筋コンクリート造,鉄骨造,コンクリートブロック造等の建築物 耐震診断の結果, Is値が 0.3に満たないもの。又は,これと同等の基準に満たないもの。
- イ 木造の建築物

耐震診断の結果, I w値が 0.7 に満たないもの。又は、これと同等の基準に満たないもの。

- 注2 耐震改修工事により確保されるべき安全性は、Is 値が 0.6 以上若しくは Iw 値が 1.0 以上,又はこれらと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。
- 注3 工事費については、次に掲げる経費は補助の対象としないものとする。
  - (1) 土地の買収又は整理に要する経費
  - (2) 既存建物の買収経費
  - (3) その他、耐震改修工事に係る経費として適当と認められないもの
- 注4 各年度の補助割合は、次のとおりとする。
- (1) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業を実施する施設及び障害者支援施設, 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業及び障害児入所施設

令和2年度	令和3年度	令和4年度
1,000分の790	1,000分の780	1,000分の770

(2) 児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業を実施する施設及び児童厚生施設

令和2年度	令和3年度	令和4年度
1,000分の706	1,000分の696	1,000分の686